

令和3年度第3回国民健康保険運営協議会補足説明資料

諮問事項1 事業計画（案）について

来年度は、「2 主要事業」として掲げた6つの事業を重点に取り組みたいと考えています。

以下、「3 個別の事業計画」の項目ごとに、事業の概要を説明します。

「(1) 収納率向上対策事業」です。

国保税は重要な財源であることから、収税対策室と連携しながら、「市税等徴収対策実施計画」に則り、休日や夜間の臨戸徴収を始め、①から⑥までの項目に取り組み、収納率向上に努めます。口座振替の一層の推進、令和2年度から開始したキャッシュレス決済の周知を広め、徴収率増をはかります。

「(2) 適用化対策事業」です。

被保険者資格の適正化は、国保事業を運用する上で、最も基本的なものであり、国保税の賦課、給付事業にも影響を及ぼす、極めて重要な事項です。

このため、今年度と同様に、①から⑥までの項目を実施します。

「(3) 医療費適正化対策事業」です。

レセプト点検事業をはじめ医療費通知や、ジェネリック医薬品の普及促進など、①から⑥までの項目に取り組みます。

「(4) 木更津市第2期データヘルス計画の推進」です。

「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」さらに「医療費の適正化」を目的とし、平成30年度から令和5年度までの6か年計画を推進してまいります。こちらについては、令和2年度実施結果と令和3年度中間報告を、別途報告事項としておりますので、資料をご覧ください。

「(5) 特定健康診査・特定保健指導事業」です。

本事業は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づくもので、「木更津市国民健康保険保健事業計画」、いわゆる「第2期データヘルス計画」に則り、実施します。

具体的には、生活習慣病及び重症化予防対策の強化を目標に、①から③までの項目に取り組みます。

最後に「(6) 広報啓発事業」ですが、国保制度の周知・徹底を図り、市民に国保への関心を持ってもらうことは、重要であることから、①から⑤までのとおり、

令和3年度第3回国民健康保険運営協議会補足説明資料

様々なメディアを活用し、広報に努めます。

「事項別実施計画（案）」は、計画事業の詳細と実施の時期を記載しています。

諮問事項2 令和4年度予算（案）について

歳入について、被保険者数は減少傾向にありますが、国保税の収納率が良化傾向にあるため、国保税額の収入見込みを増額しています。令和3年度より歳入予算不足額は小さくなるため、財政調整基金（これまでの黒字分の積立）の繰り入れにより対応する予算としました。

歳出については、引き続き被保険者数の減少が見込まれるところですが、一人当たり医療費が高額となる70歳代の被保険者数が人的にはピークに近い状態にあります。いわゆる団塊の世代が70歳代前半を迎えているためです。令和4年度から徐々に後期高齢者医療保険へ移行していくものの、保険給付費（医療費の保険者負担分）を増額しました。

予算積算の基礎とした国保加入世帯数、人数は以下のとおりです。

令和3年度当初予算時想定	国保世帯数 17,170	被保険者数 27,202 人
令和4年度当初予算時想定	国保世帯数 17,977	被保険者数 25,925 人
最新状況（令和3年12月末）	国保世帯数 18,130	被保険者数 27,046 人

歳入、歳出で前年度当初予算と比較して増減が多いものは以下のとおりです。

（歳入）

05款	国民健康保険税	一般現年（医療）	6,807万9千円	増
	国民健康保険税	一般現年（後期）	2,700万4千円	増
25款	県支出金	普通交付金	2億5,120万6千円	増
40款	繰入金	財政調整基金繰入金	1億2,686万5千円	減
50款	諸収入	延滞金（一般）	3,100万0千円	増

保険税は近年、被保険者数が減少傾向にありますが、収納率が良化傾向にあるため、増額といたしました。収納率の良化に伴い、延滞金収入も増額しました。

県の普通交付金は支出した医療費の保険者負担分に合わせて交付されますが、70歳代の被保険者数がピーク近くにあることから医療費総額も増加する見込みであり、増額となっています。

財政調整基金繰入金は、令和3年度国保会計と比較して主に税収を増額し、歳入不足が減少すると見込まれるため、減額となっています。

令和3年度第3回国民健康保険運営協議会補足説明資料

(歳出)

10款	保険給付費	療養給付費(一般)	1億9,400万円	増
	保険給付費	高額療養費(一般)	5,800万円	増
14款	国民健康保険事業費納付金			
		一般被保険者後期高齢者支援金等分	1,380万6千円	増
		介護納付金分	1,279万8千円	増

保険給付費は医療費の保険者負担分であるため、医療費総額が増加する見込みであることから増額となっています。

国民健康保険事業費納付金は、千葉県全体の保険給付費に必要となる額を各市町村の被保険者数や所得に応じて配分したもので、各市町村が県に納めるものですが、団塊の世代が徐々に75歳に到達し後期高齢者医療制度に加入することから後期高齢者支援金等分が増額となり、40歳以上の被保険者数が増加しているため介護納付金分は増額となっています。

また、新型コロナウイルス関連の予算としては、傷病手当金について当初予算で50万円を計上しています。令和4年4月1日以降の国からの財政補助の延長はまだ決定しておりませんが、これまでの状況に鑑み計上したものです。

諮問事項3 国保税条例改正(案)について

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、国保制度において子どもの均等割を軽減する制度改正を実施したので、未就学児の均等割分の5割を軽減する改正です。なお、軽減分の財源負担は総額775万円余りを想定しており、負担割合は国2分の1、県4分の1、市町村4分の1です。

報告事項 特定健康診査等に関する報告について

令和2年度の実施結果と令和3年度の間接報告について、データを中心に取ります。昨年度第2期データヘルス計画の間接報告を行いましたので、そのときお配りした冊子も合わせてみていただくと理解しやすいかと思えます。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、個々の数字を見ると悪化しているものもありますが、同規模市の結果と比較すると良好な結果となっており、成果が上がっていると判断しています。

項目2 特定保健指導の状況の中で「積極的支援」「動機づけ支援」という用語がありますが、以下のような違いがあります。

令和3年度第3回国民健康保険運営協議会補足説明資料

動機付け支援とは

対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善のための自主的な取組を継続的に行うことができるようになることを目的として、医師、保健師又は管理栄養士の面接による生活習慣の改善に係る行動計画の策定及び栄養又は運動、禁煙等生活習慣の改善に関する保健指導を行い、保健指導修了後、対象者がすぐに実践（行動）に移り、継続できるような保健指導をいう。

積極的支援とは

対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善のための自主的な取組を継続的に行うことができるようになることを目的として、医師、保健師又は管理栄養士の面接による生活習慣の改善に係る行動計画の策定及び栄養又は運動、禁煙等生活習慣の改善に関する保健指導を行うとともに、対象者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、対象者が主体的に生活習慣の改善への取組に参加するよう適切な働きかけを相当な期間継続して行う保健指導をいう。